

議案第 49 号

伊賀市上野図書館設置条例の一部改正について

伊賀市上野図書館設置条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 2 月 13 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市上野図書館設置条例の一部を改正する条例

伊賀市上野図書館設置条例（平成 16 年伊賀市条例第 251 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「並びに学識経験のある者」を「、学識経験のある者並びに市民から公募した者」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。